

県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月2日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第14号

県立学校学則の一部を改正する規則

県立学校学則（昭和36年香川県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表1（第1条関係）				別表1（第1条関係）			
中学校				中学校			
略				略			
高等学校				高等学校			
名称	位置	課程等	学科	名称	位置	課程等	学科
略				略			
香川県立 多度津高等学校	仲多度郡多度津町栄町 1丁目1番82号	略	海洋技術科	香川県立 多度津高等学校	仲多度郡多度津町栄町 1丁目1番82号	略	漁業科 機関科
略				略			
特別支援学校				特別支援学校			
略				略			
別表2 専門教育を主とする学科の目標（第1条の2関係）				別表2 専門教育を主とする学科の目標（第1条の2関係）			
高等学校				高等学校			
区分	学科	目標		区分	学科	目標	
1	略			1	略		
2	水産に関する学科	(1)・(2) 略		2	水産に関する学科	(1) 漁業科	漁業及び漁船の運航に関する知識と技術を習得させ、主として漁船に乗り組んで海洋漁業に従事する技術者として必要な能力・態度を育てる。
						(2)・(3)	略
						(4) 機関科	漁船の機関及び関連装置に関する知識と技術を習得させ、主として漁船に乗り組んで機関の運転管理に従事

	する技術者として必要な能力・態度を育てる。
3～13 略	3～13 略
視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部	視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部
略	略
聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部	聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部
略	略
知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部
略	略

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、香川県立多度津高等学校に在学する者に係る学科及び専門教育を主とする学科の目標については、改正後の別表1高等学校の表及び別表2高等学校の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。